

申告フローチャート

～あなたは申告が必要でしょうか？～

スタート 令和8年1月1日現在、遊佐町に住民である

はい ▼

いいえ ▶

遊佐町に申告する必要はありません。
令和8年1月1日に住所があった市区町村へ相談してください。

前年中(令和7年1月1日～12月31日の間)にどのような収入がありましたか？

主に年金収入

公的年金収入の額が400万円を超える

はい ▼

いいえ ▶

③

公的年金以外の収入がある

はい ▶

いいえ ▶

他の所得が20万円を超えている

はい ▼

いいえ ▶

③

②

追加する所得控除がある

はい ▼

いいえ ▶

②

①

主に給与収入

下記のいずれかに該当する
◆2か所以上から給与の支払を受けており、年末調整未済の給与収入が20万円を超える
◆年末調整が済んでいない
◆年末調整の内容に変更や追加する控除がある
◆給与収入が2,000万円を超える

③

1か所からの給与収入のみで年末調整済である

他に所得がある

はい ▼

他の所得が20万円を超える

はい ▼

いいえ ▶

③

②

営業・農業・不動産・小作料・雑(個人年金等)

所得金額(収入-経費)より所得控除額が多い

はい ▼

いいえ ▶

②

③

非課税所得のみ又は収入なし(遺族年金・障害年金・失業給付金等)

町内の親族の税金上の扶養になっている

はい ▼

いいえ ▶

①

②

フローチャートの結果を参考に申告が必要な方は期限までに申告してください。このフローチャートは一般的な例です。ご不明な点は町民課課税係までお問い合わせください。

①申告不要

※令和8年度の町・県民税は、給与支払報告書、公的年金支払報告書に基づいて計算されます。

②町・県民税申告

町・県民税の申告をする必要があります。
※所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

③確定申告

所得税の確定申告をする必要があります。